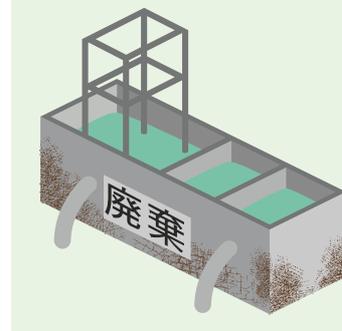


調査の契機

① 有害物質使用特定施設を廃止した場合 (法第3条)

水質汚濁防止法に規定された**有害物質使用特定施設**の使用を廃止した場合には、土地の土壌の特定有害物質による汚染状況について、調査し結果を北九州市長に報告する必要があります。



必要書類:法第3条第1項:様式第1

左記書類には添付資料が必要です。

●**土壌汚染状況調査報告書**

所有者等

所有者、管理者又は占有者

特定有害物質 (裏表紙別表)

土壌汚染対策法施行令第1条に定められた26物質

① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

④ 法第14条

土壌汚染
状況調査

土壌の汚染
状態が
指定基準を
超過した
場合

解説

有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、**特定有害物質**をその施設において製造、使用、処理するもの

◆ 調査の一時免除

北九州市長の確認を受けた場合は土壤汚染状況調査が一時的に免除されます。

必要書類：法第3条第1項ただし書の確認申請：様式第3 P11

■ 確認の要件

当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれなし

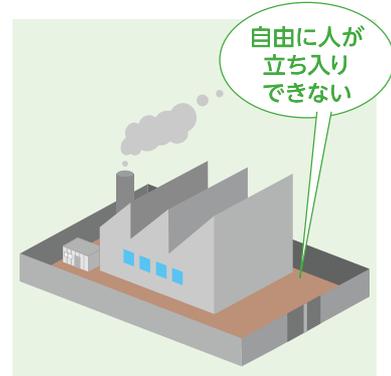


その土地が次のいずれかに該当すること

- ①引き続き工場等の敷地として利用
- ②小規模工場等で、代表者が現在住居として利用し、今後とも引き続き住居として利用
- ③鉱山保安法に規定する鉱山、附属施設または鉱山であった土地

左記書類には添付資料が必要です。

- 当該工場の敷地の図面
- 確認を受けようとする土地の場所の図面



調査の契機

① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

④ 法第14条

土壤汚染
状況調査

◆ 一時免除を受けた土地の形質の変更

確認を受けた土地の形質を変更する場合はあらかじめ北九州市長への届出が必要になります。

必要書類：法第3条第7項：様式第6 P12

○届出者は、確認を受けた土地の所有者等

■ 届出不要の場合（下記のいずれかに該当）

- 900㎡未満の面積の土地を形質変更する場合
- 900㎡以上の場合については
 - ・土地を区域外へ搬出しない
 - ・土壤の飛散・流出を伴わない
 - ・形質変更の深さが50cm未満の全ての要件を満たすこと
- 鉱山関係の土地

左記書類には添付資料が必要です。

- 土地の形質を変更しようとする場所の平面図、立面図、断面図

市長への届出を受けた場合

北九州市長は調査命令を発出します。

⇒指定調査機関に調査させ、結果を北九州市長に報告してください。

必要書類：
法第3条第8項：様式第7

上記書類には添付資料が必要です。

- 土壤汚染状況調査報告書

土壤の汚染
状態が
指定基準を
超過した
場合

② 一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合(法第4条)

3,000㎡以上の面積(実際に土地の掘削・盛土を行う面積)の土地の形質を変更する場合は、土地の形質の変更着手30日前までに北九州市長へ届出を行う必要があります。



必要書類: 法第4条第1項: 様式第6 P12

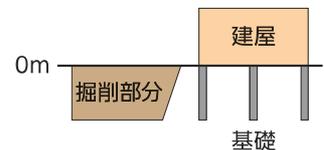
左記書類には添付資料が必要です。

- 土地の周辺図
- 土地の形質を変更しようとする場所の平面図、立面図、断面図

平面図



立面図・断面図



- 土地の所有者を示す資料
登記事項証明書、公図の写し(いずれも原本)

同意書

※届出者と土地の所有者が異なる場合

- 届出者は、土地の形質の変更をしようとするもの(工事の発注者等)
- 届出者は、あらかじめ調査を行い、法第4条第1項の届出資料として添付

■ 次の場合は形質変更の面積要件が900㎡以上で届出

- 現在、有害物質使用特定施設を設置
- 有害物質使用特定施設を廃止し、かつ土壤汚染状況調査が未報告
- 有害物質使用特定施設を廃止し、かつ法第3条第1項ただし書きの確認手続きが未了

■ 届出不要の場合(下記のいずれかに該当)

- ただし書きの確認に係る土地の形質変更
⇒ 法第3条第7項で届出を行うため不要
- 軽易な行為、その他の行為であって環境省令で定めるもの
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

北九州市長が届出を受けた結果

汚染のおそれありと認めた場合は調査命令を発出します。

汚染のおそれありとして環境省令で定める基準

- ① 土壤溶出量基準または土壤含有量基準に不適な土地
- ② 特定有害物質またはそれを含む固体、液体が飛散・流出・地下浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理する施設があるもしくはあった土地
- ④ 特定有害物質またはそれを含む固体、液体を貯蔵・保管する施設があるもしくはあった土地
- ⑤ ②～④と同程度に汚染のおそれがある土地

環境省令

- 次のいずれにも該当しない場合
 - ① 土地の区域外への土壤搬出
 - ② 飛散・流出を伴う形質変更
 - ③ 深さが50cm以上
- 農業を営むための行為・林業の用に供する作業路網の整備
- 鉱山関係の土地・北九州市長が調査した結果、全てに基準適合として指定した土地

調査の契機

① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

④ 法第14条

土壤汚染
状況調査

土壤の汚染
状態が
指定基準を
超過した
場合

■ 届出対象となる「土地の形質の変更」

土地の掘削行為だけでなく盛土行為も対象
(面積は掘削盛土の全てを合算)

工事内容としては、土地の造成、建物の建築・基礎撤去工事、開墾工事等があげられ、土壌を外部に搬出しない場合も該当

該当例

- 掘削及び盛土(一時仮置きを含む)工事
- 杭・矢板等の打設及び引き抜き
- 地盤改良工事
- 舗装工事(原地盤に触れる場合)
- 砂利の採取及び盛る行為

ただし、全てが盛土の工事の場合は届出対象外

■ 「同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更」

複数工事を同一工事と見なす場合
(面積は全ての工事の総面積)

同一の事業計画や目的などで行われるものか
工事の時間的近接性があるか
工事の主体者が同一か

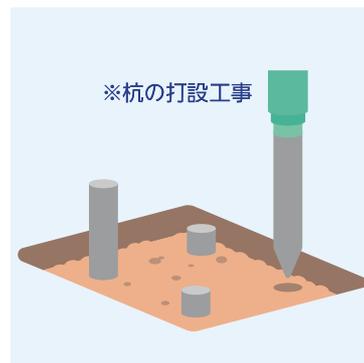
これらを
基に総合的に
判断

該当例

計画上の工事の総面積が3,000㎡以上あるが、各工区は3,000㎡未満

工事区域が分断(飛び地または別行政区等)されている場合
⇒ 同一の事業計画であれば届出該当

※北九州市と近隣市町村にまたがる工事は北九州市と福岡県へ届出が必要



調査の契機

① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

④ 法第14条

土壌汚染
状況調査

総合計画 5,000㎡



※各工事が3,000㎡以下でも届出が必要

土壌の汚染
状態が
指定基準を
超過した
場合

③ 北九州市長が特定有害物質により健康被害の生じるおそれがあると認める場合 (法第5条)

北九州市長は、土壌汚染により人の健康に被害が生ずるおそれがあると認める場合には、土地の所有者等に土壌の汚染状況を調査・報告を求めます。

左記書類には添付資料が必要です。

- 土壌汚染状況調査報告書

必要書類：法第5条第1項：様式第8

なお、調査の対象となる項目は北九州市長から指定されます。

調査の契機

① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

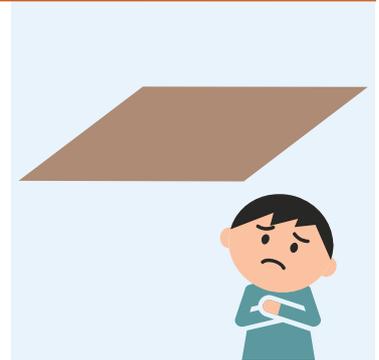
④ 法第14条

土壌汚染状況調査

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

④ 区域の指定の申請を行う場合 (法第14条)

土地の所有者等は、土壌の特定有害物質による汚染状況について調査(自主調査)した結果、基準に適合しないと判明した場合には、北九州市長に区域の指定を申請することができます。



必要書類：法第14条第1項：様式第20 P14

左記書類には添付資料が必要です。

- 自主調査報告書

○ここでの「自主調査」とは、「**土壌汚染状況調査**」ではありませんが、区域指定の要件として「土壌汚染状況調査」を必要としているため、区域指定をする場合には法に基づいた方法による「自主調査」を「土壌汚染状況調査」とみなしています。

土壌汚染状況調査

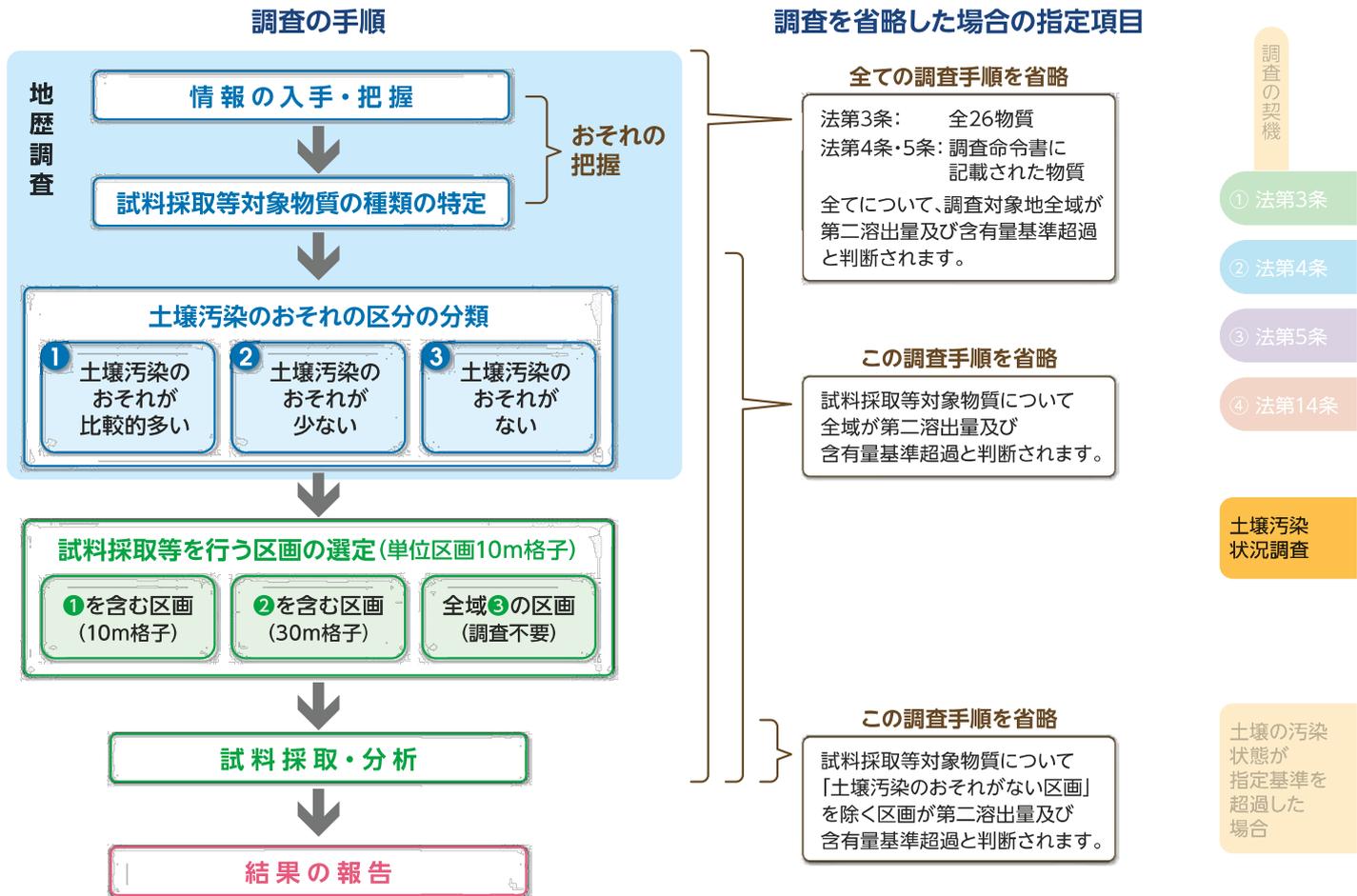
法第3条第1項及び第8項、法第4条第2項及び第3項本文、法第5条に規定された調査

区域指定を行うメリット

土地の形質変更のスケジュールや施工方法の方針が立てやすいこと、また、工事着工までの期間の短縮が可能となることがあげられます。また、法に基づいて適切に処理されていることが、履歴として残り、信頼性を確保することができます。

調査の手順

土壌汚染状況調査は、法施行規則第3条から第15条までに定める方法で行います。



※土壌汚染状況調査は「環境大臣又は都道府県知事が指定する者(指定調査機関)」に調査を依頼してください。

地歴調査

土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査

土壌汚染状況調査の対象地及び周辺地について

- 土地の利用状況(登記簿謄本、空中写真、住宅地図、施設配置図、社史等)
- 特定有害物質の製造等の状況(取扱物質リスト、貯蔵物質リスト等)
- 土壌又は地下水の汚染の概況(事故記録、被災記録、地質等調査記録等)

等の情報を収集

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定

土壌汚染状況調査の結果、土壌中に汚染状態に関する基準を超過する特定有害物質が検出された場合には、北九州市長は当該区域を指定します。

調査の契機

① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

④ 法第14条

土壌汚染
状況調査

A 要措置区域 (法第6条)

健康被害の生じるおそれがある場合 ⇒ 摂取経路あり

- 土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による汚染状態あり
(環境省令で定める基準に**不適合**)
- 人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれあり
(政令で定める基準に**該当**)
⇒ 汚染の除去や拡散防止等の措置が必要

要措置区域に指定された場合

- 汚染の除去等の措置が必要 (法第7条)
- 土地の形質の変更の禁止 (法第9条)

環境省令で定める基準

(裏表紙別表)

土壌溶出量基準、土壌含有量基準

政令で定める基準

- 土壌溶出量基準超過
⇒ 周辺地下水が飲用に利用
(飲用井戸の有無)
- 土壌含有量基準超過
⇒ 関係者以外の一般人の立入が可能
(立入禁止措置の有無)
- 汚染の除去等の措置が未了
⇒ 既に措置が講じられている場合は要措置区域指定の対象外

B 形質変更時要届出区域 (法第11条)

健康被害の生じるおそれがない場合 ⇒ 摂取経路なし

- 形質変更時要届出区域に指定された場合
(土地の形質の変更時に**届出**が必要)

必要書類: 法第12条第1項様式第15 P13

⇒ 変更着手の14日前

届出

施行方法が法施行規則第53条で定める基準に適合しない場合には「計画変更命令」を発出

※参考

地下水汚染が到着し得る距離の一般値

特定有害物質の種類	一般値
第一種特定有害物質	1,000m
六価クロム	500m
砒素、ふっ素、ほう素	250m
シアン、カドミウム、鉛、水銀、セレン、第三種特定有害物質	80m

※土壌溶出量基準超過の場合は、この範囲内に調査範囲を選定
(複数の特定有害物質の種類がある場合は最長距離を使用)

汚染土壌の搬出 (要措置区域・形質変更時要届出区域)

汚染土壌を指定区域外へ搬出する際は**届出**が必要

必要書類: 法第16条第1項様式第26

⇒ 汚染土壌搬出着手の14日前

以下に該当する場合は是正命令を発出

- 法第17条の運搬の基準に違反 ※法施行規則第65条に規定
- 処理先が「汚染土壌処理業者」でない ※法第22条に規定

土壌の汚染
状態が
指定基準を
超過した
場合